

国立大学法人香川大学の保有する個人情報の開示等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人香川大学の保有する個人情報の保護に関する規則（以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の開示、訂正、利用停止等（以下「開示等」という。）の取扱いに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、規則第2条に規定するところによる。

(開示等の請求の受付)

第3条 大学法人に対する保有個人情報の開示等の請求は、香川大学広報センター（以下「広報センター」という。）において受け付けるものとする。

(開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供)

第4条 大学法人は、保有個人情報の開示等を求める者（以下「開示等請求者」という。）から情報の提供を求められたときは、国立大学法人香川大学法人文書管理規程第9条第1項に規定する大学法人の保有する法人文書ファイル及び法人文書又は規則第12条第1項に規定する個人情報ファイル簿、その他関連資料を用いて、当該開示等請求者の個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(開示請求の方法)

第5条 大学法人に対し、大学法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、個人情報開示請求書（別紙第1号様式。以下「開示請求書」という。）を大学法人に提出するとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）第6条第1項各号に規定する書類、当該開示請求者の身分を証明するもの、又は地方公共団体が交付したもので本人であることを確認できる書類（以下「身分証明書」という。）を提示又は提出しなければならない。

なお、この場合において、大学法人は開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に対し、前条に規定する参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

- 2 大学法人に対し、法定代理人が保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）するときは、前項に規定する開示請求書及び身分証明書を大学法人に提出するとともに、政令第6条第3項に規定する書類を提示又は提出しなければならない。
- 3 大学法人は、開示請求書が郵送等送付により提出された場合においても受け付けるものとする。この場合においては、開示請求者が開示請求をするときは身分証明書の写しを、法定代理人が開示請求をするときは、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 4 開示請求者は、第13条に規定する個人情報開示請求手数料を開示請求書を提出するときに、

大学法人に納付しなければならない。

- 5 大学法人は、前項に規定する個人情報開示請求手数料を受領したときは、開示請求を受け付け、当該開示請求者に対し、開示請求書の副本 1 部及び開示請求手数料受領書を交付しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第 6 条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、当該開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令第 7 条各項各号に規定する事項を、書面により通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該利用目的については、この限りではない。

- (1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 17 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、当該開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示の決定等)

第 7 条 大学法人は、前条各項に規定する決定（以下「開示の決定等」という。）は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 5 条第 1 項に規定する補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 大学法人は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難等理由があるときは、前項に規定する期間を 30 日以内の期間で延長できる。この場合、大学法人は、当該開示請求者に対し、開示決定等期限延長通知書（別紙第 2 号様式）により、その旨を通知しなければならない。
- 3 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示の決定等をするにより事務の遂行に支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示の決定等をし、残りの保有個人情報については 90 日以内に開示の決定等をしなければならない。この場合においては、第 1 項に規定する期間内に、当該開示請求者に対し、開示決定等期限特例延長通知書（別紙第 3 号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 4 大学法人は、開示の決定等をしたときは、当該開示請求者に対し、開示決定通知書（別紙第 12-1 号様式）部分開示決定通知書（別紙 12-2 号様式）又は開示をしない旨の決定通知書（別紙第 12-3 号様式）により、その旨を通知しなければならない。

(事案の移送)

第 8 条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等（以下「他の法人等」

という。)から提供されたものであるとき、その他他の法人等において開示の決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の法人等と、また、法第 22 条第 1 項の規定により行政機関の長(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 5 条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)へ事案を移送する場合には、行政機関の長とそれぞれ協議のうえ、当該他の法人等、若しくは当該行政機関の長に対し、次の各号により事案を移送することができる。

- (1) 他の法人等に事案を移送するときは、独立行政法人等への開示請求事案移送書(別紙第 4 号様式)により移送する。
 - (2) 行政機関の長に事案を移送するときは、行政機関の長への開示請求事案移送書(別紙第 6 号様式)により移送する。
- 2 大学法人は、前項の規定により他の法人等、若しくは行政機関の長に事案を移送した場合は、当該開示請求者に対し、次の各号により事案を移送した旨を通知しなければならない。
- (1) 他の法人等に事案を移送したときは、開示請求者への開示請求事案移送通知書(独立行政法人等)(別紙第 5 号様式)により、その旨を通知する。
 - (2) 行政機関の長に事案を移送したときは、開示請求者への開示請求事案移送通知書(他の行政機関の長)(別紙第 7 号様式)により、その旨を通知する。
- 3 大学法人は、他の法人等又は行政機関の長から事案が移送された場合においては、第 4 条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第 9 条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、開示の決定等を行うに当たって当該第三者の意見を聞く必要があるときは、当該第三者に関する情報の内容、その他政令第 9 条各号に規定する事項を当該第三者に通知して、意見書の提出を求め、意見を聞くものとする。

- 2 前項に規定する第三者に対する通知及び第三者からの意見書は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 法第 23 条第 1 項に規定する当該第三者に対する通知は、第三者意見照会書(法第 23 条第 1 項適用)(別紙第 8 号様式)による。
 - (2) 法第 23 条第 2 項に規定する当該第三者に対する通知は、第三者意見照会書(法第 23 条第 2 項適用)(別紙第 9 号様式)による。
 - (3) 第三者からの意見書は、第三者開示決定等意見書(別紙第 10 号様式)により求める。
 - (4) 第三者の意に反して開示するときは、当該第三者に対し、開示決定通知を行った旨の反対意見提出者への通知書(別紙第 11 号様式)により、その旨を通知する。
- 3 大学法人は、開示の決定等をしたときは、当該開示請求者に対し、開示決定通知書(別紙第 12-1 号様式)、部分開示決定通知書(別紙第 12-2 号様式)又は開示をしない旨の決定通知書(別紙第 12-3 号様式)により、その旨を通知しなければならない。

(開示の実施)

第 10 条 大学法人は、開示の決定等に基づき保有個人情報を開示するに当たっては、次の各項

の各号に定めるいずれかの方法により、開示するものとする。

- 2 文書又は図画（図画、マイクロフィルム、写真フィルム、スライド及び映画フィルムをいう。以下同じ。）の閲覧による開示は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第5項各号に規定するものを除く。）
当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの。）
 - (2) マイクロフィルム
当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列1番（以下「A 1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム
当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
 - (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）
当該スライドを専用機器により映写したもの
- 3 文書又は図画の写しの交付による開示は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第5項各号に規定するものを除く。）
当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1判若しくは日本工業規格 A 列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (2) マイクロフィルム
当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又は A3判の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム
当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (4) スライド
当該スライドを印画紙に印画したもの
- 4 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものの開示は、次の各号に掲げる方法による。
 - (1) 電磁的記録（次号から第3号までに規定するを除く。）
 - イ 当該電磁的記録を A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223 に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの閲覧
 - ニ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したも

のの閲覧

- (2) 録音テープ（第 6 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に再録音したものの聴取
- (3) ビデオテープ又はビデオディスク
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複製したものの視聴
- 5 映画フィルムの開示は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの視聴
- 6 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合の開示は、次の各号に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複製したものの視聴

（開示の実施方法の申出）

- 第 11 条 開示の決定等に基づき開示を受ける開示請求者は、大学法人に対し、前条各項各号に規定する開示の実施方法のいずれかの方法を、開示の実施方法等申出書（別紙第 13 号様式）により申し出なければならない。
- 2 大学法人は、開示を受ける開示請求者が前項に規定する開示の実施方法において、写しの送付を希望する場合は、当該個人情報の写しを送付する。
- なお、この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

（開示の実施場所）

- 第 12 条 大学法人は、開示の決定等に基づき保有個人情報を開示するに当たっては、原則として広報センターにおいて実施するものとする。ただし、開示する保有個人情報を移動させることにより汚損、漏えい又はき損のおそれがある場合、又は開示請求者の居所等から開示請求者の利便性を考慮する必要がある場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

（開示請求手数料）

- 第 13 条 開示請求に係る手数料は、1 件につき 300 円とする。

（訂正請求の方法）

- 第 14 条 開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思慮し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求めようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、大学法人に対し、訂正請求書（別紙第 14 号様式）により当該保有個人情報の訂正を請求（以下「訂正請求」

という。)をすることができる。

なお、この場合において、大学法人は、訂正請求書に形式上不備があるときは、当該訂正請求者に対し、第4条に規定する参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

2 第5条第1項から第3項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第15条 大学法人は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき、又は訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正等の決定)

第16条 大学法人は、前条に規定する決定(以下「訂正等の決定」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第14条第1項に規定する補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 大学法人は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難等理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内の期間で延長できる。この場合、大学法人は当該訂正請求者に対し、訂正決定等期限延長通知書(別紙第15号様式)により、その旨を通知しなければならない。

3 大学法人は、訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定をすることにより事務の遂行に支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定をし、残りの保有個人情報については90日以内に訂正等の決定しなければならない。この場合において、第1項に規定する期間内に、当該訂正請求者に対し、訂正決定等期限特例延長通知書(別紙第16号様式)により、その旨を通知するものとする。

4 大学法人は、訂正等の決定をしたときは、当該訂正請求者に対し、訂正決定通知書(別紙第21-1号様式)又は訂正をしない旨の決定通知書(別紙第21-2号様式)により、その旨を通知しなければならない。

(事案の移送)

第17条 第8条第1項の規定は、訂正請求における他の法人等又は行政機関の長への事案の移送について準用し、その移送は次の各号により行うものとする。

(1) 他の法人等に事案を移送するときは、独立行政法人等への訂正請求事案移送書(別紙第17号様式)により移送する。

(2) 行政機関の長に事案を移送するときは、他の行政機関への訂正請求事案移送書(別紙第19号様式)により移送する。

2 第8条第2項の規定は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨の通知について準用し、その通知は次の各号により行うものとする。

(1) 他の法人等に事案を移送したときは、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(独立行政法人等)(別紙第18号様式)により通知する。

(2) 行政機関の長に事案を移送したときは、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(行政機関の長)(別紙第20号様式)により通知する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 18 条 大学法人は、訂正等の決定に基づき保有個人情報の訂正を実施したときは、当該個人情報の提供先に対し、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別紙第 22 号様式)により、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(利用停止等の請求の方法)

第 19 条 自己の個人情報が、規則第 7 条各項及び第 10 条の規定に違反した取扱いを受けていると思料するときは、大学法人に対し、当該自己の個人情報について、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)を、利用停止等請求書(別紙第 23 号様式)により請求(以下「利用停止等請求」という。)することができる。

なお、この場合において、大学法人は、利用停止等請求書に形式上の不備があるときは、利用停止等請求をする者(以下「利用停止等請求者」という。)に対し、第 4 条に規定する参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

2 第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定は、利用停止等請求について準用する。

(利用停止等請求に対する措置)

第 20 条 大学法人は、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等をするとき、又は利用停止等をしないうときは、その旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止等の決定)

第 21 条 大学法人は、前条に規定する決定(以下「利用停止等の決定」という。)は、利用停止等請求があった日から 30 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 1 項に規定する補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 大学法人は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難等理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内の期間で延長できる。この場合、大学法人は、当該利用停止等請求者に対し、利用停止決定等期限延長通知書(別紙第 25 号様式)により、その旨を通知しなければならない。

3 大学法人は、利用停止等請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止等請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて利用停止等の決定をすることにより事務の遂行に支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、利用停止等請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の決定をし、残りの保有個人情報については 90 日以内に利用停止等の決定をしなければならない。この場合において、第 1 項に規定する期間内に、当該利用停止等請求者に対し、利用停止決定等期限特例延長通知書(別紙第 26 号様式)により、その旨を通知するものとする。

4 大学法人は、利用停止等の決定をしたときは、当該利用停止等請求者に対し、利用停止決定通知書(別紙第 24-1 号様式)又は利用停止をしない旨の決定通知書(別紙第 24-2 号様式)により、その旨を通知しなければならない。

(異議申立て)

第 22 条 開示の決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定(以下「開示等の決定等」という。)
又は開示等の請求に係る不作為について不服がある者は、大学法人に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による異議申立てをすることができる。

(開示等の検討)

第 23 条 学長は、開示等の請求に係る、開示等の決定等を検討するに当たっては、開示等の請求のあった個人情報保有する部局等に意見を求めなければならない。また、必要に応じて規則第 6 条に規定する香川大学個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

2 学長は、開示等請求者から開示等の決定等について、前条の規定により異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 24 条 大学法人は、開示等請求者から開示等の決定等について異議申立てがあったときは、規則第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、諮問書(開示決定等)(別紙第 27-1 号様式)、諮問書(訂正決定等)(別紙第 27-2 号様式)、諮問書(利用停止決定等)(別紙第 27-3 号様式)により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 大学法人は、異議申立てに対する決定をしたときは、当該異議申立者に対し、異議申立てに対する決定通知書(別紙第 28 号様式)により、その旨を通知するものとする。

(諮問した旨の通知)

第 25 条 大学法人は、前条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、次の各号に規定する者に対し、諮問をした旨の通知書(意義申立人等)(別紙第 29 号様式)により、その旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 開示等請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該異議申立てに係る開示の決定等について反対意見書を提出した第三者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 26 条 大学法人は、規則第 12 条第 2 項の規定に基づき、個人情報ファイル簿(別紙第 30 号様式)を公表するものとする。

(入試情報及び診療情報の開示等に関する取扱い)

第 27 条 香川大学入試情報公開取扱要項及び香川大学医学部附属病院における診療情報の提供取扱要項に基づく開示等は、この規程にかかわらず、その定めによるものとする。

(雑則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示等の取扱いに関して必要な事項は、学

長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、又はイに 印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____) <実施の希望日> 平成 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)		(請求受付印)
-----------------	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他 (_____) 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

文書記号番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

開示決定等の期限の延長について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 19 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日 (開示決定等期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087 - 832 - 1027
FAX: 087 - 832 - 1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(平成 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等をする予定です。) 平成 年 月 日

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087-832-1027
FAX: 087-832-1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(独立行政法人) 殿

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1027)
電話 : 087 - 832 - 1027
FAX : 087 - 832 - 1115
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第 5 号様式 > 開示請求者への開示請求事案移送通知書（独立行政法人等）

文書記号番号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の独立行政法人 において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	（独立行政法人 ） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1027）
電 話：087-832-1027
FAX：087-832-1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(行政機関の長) 殿

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線：1027)
電話：087 - 832 - 1027
FAX：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第 7 号様式 > 開示請求者への開示請求事案移送通知書（行政機関の長）

文 書 番 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	（行政機関の長） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1 0 2 7）
電 話：0 8 7 - 8 3 2 - 1 0 2 7
F A X：0 8 7 - 8 3 2 - 1 1 1 5
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

（第三者利害関係人） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 1 2 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	平成 年 月 日

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1027）
電 話：087 - 832 - 1027
FAX：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

（第三者利害関係人） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第 2 3 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分 第 1 号、 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線：1027)
電 話：087 - 832 - 1027
F A X：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	保有個人情報を開示されることについて支障がない。 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

文書記号番号
平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人香川大学 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から平成 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 9 号) 第 2 3 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。) 。

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1 0 2 7)
電 話 : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 0 2 7
F A X : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 1 1 5
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示)

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等 (裏面 (又は同封) の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 期間: 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間: 場所:
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込み額)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087 - 832 - 1027
FAX: 087 - 832 - 1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 (裏面 (又は同封) の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 期間: 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間: 場所:
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込み額)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087 - 832 - 1027
FAX: 087 - 832 - 1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1027)
電 話 : 087 - 832 - 1027
F A X : 087 - 832 - 1115
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	全部 一部 ()
		(2) 複写したものの交付	全部 一部 ()
		(3) その他 ()	全部 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円 }
無

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1027)
電 話 : 087 - 832 - 1027
F A X : 087 - 832 - 1115
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書記号番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者	本人	法定代理人
2 請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他() 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。	
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。	請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()	

文書記号番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日(訂正決定等期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087 - 832 - 1027
FAX: 087 - 832 - 1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087-832-1027
FAX: 087-832-1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(独立行政法人) 殿

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線：1027)
電話：087-832-1027
FAX：087-832-1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第18号様式 > 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（独立行政法人等）

文 書 番 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、下記の移送先の独立行政法人 において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	（独立行政法人 ） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1027）
電 話：087 - 832 - 1027
F A X：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(行政機関の長) 殿

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087-832-1027
FAX: 087-832-1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第20号様式 > 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（行政機関の長）

文書記号番号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	（行政機関の長） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1027）
電 話：087 - 832 - 1027
F A X：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定あった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087-832-1027
FAX: 087-832-1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

<第21-2号様式> 訂正をしない旨の決定通知書

文書記号番号
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定あった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

<本件連絡先>
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087-832-1027
FAX: 087-832-1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第22号様式 > 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文書記号番号
平成 年 月 日

(当該保有個人情報の提供先の長) 殿

国立大学法人香川大学 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(当該保有個人情報の提供先) に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 9 号) 第 3 5 条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1 0 2 7)
電 話 : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 0 2 7
F A X : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 1 1 5
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

保有個人情報利用停止等請求書

平成 年 月 日

国立大学法人香川大学 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書記号番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) 第1号該当 利用の停止、 消去 第2号該当 提供の停止 (理由)

1 開示請求者	本人 法定代理人
2 請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他 () 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。	請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

文書記号番号
平成 年 月 日

(利用停止等請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止等請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 9 号) 第 3 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止等請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止等請求の趣旨	
利用停止決定をする内 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます。 (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1 0 2 7)
電 話 : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 0 2 7
F A X : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 1 1 5
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(利用停止等請求者) 殿

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで利用停止等請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止等請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこと とした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人香川大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線: 1027)
電話: 087 - 832 - 1027
FAX: 087 - 832 - 1115
e-mail: soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

文書記号番号
平成 年 月 日

(利用停止等請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

平成 年 月 日付けで利用停止等請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止等請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日（利用停止決定等の期限 平成 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線：1027)
電話：087-832-1027
FAX：087-832-1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第26号様式 > 利用停止決定等期限特例延長通知書

文書記号番号
平成 年 月 日

(利用停止等請求者) 様

国立大学法人香川大学 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止等請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 9 号) 第 4 1 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 4 1 条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1 0 2 7)
電 話 : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 0 2 7
F A X : 0 8 7 - 8 3 2 - 1 1 1 5
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第27-1号様式 > 諮問書（開示決定等）

諮 問 書

文書記号番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人香川大学長

木 村 好 次 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有 個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る開示 決定等 (開示決定等の種類) 開示決定 一部開示決定 (該当不開示条項) 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報開示請求書(写し) 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) 異議申立書(写し) 理由説明書 開示の実施を行った保有個人情報 その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等	

<第27-2号様式> 諮問書（訂正決定等）

諮 問 書

文書記号番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人香川大学長

木 村 好 次 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有 個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る訂正 決定等 (訂正決定等の種類) 訂正決定 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報訂正請求書(写し) 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又 は保有個人情報の訂正をしないこととした旨の決定について(通知) (写し) 異議申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等	

< 第27-3号様式 > 諮問書（利用停止決定等）

諮 問 書

文書記号番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人香川大学長

木 村 好 次 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る保有 個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る利用 停止決定等 (利用停止決定等の種類) 利用停止決定 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報利用停止請求書(写し) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(写し) 又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について (通知)(写し) 異議申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等	

異議申立てに対する決定通知書

様

国立大学法人香川大学 印

年 月 日付けで異議申立てのありました件について、次のとおり決定しましたので、通知します。

異議申立てのあった 個人情報の件名	
異議申立てに対する 決定	
異議申立てに対する 決定の理由	
開示等実施日	

< 本件連絡先 >

国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
(担当者名) (内線 : 1027)
電 話 : 087 - 832 - 1027
F A X : 087 - 832 - 1115
e-mail : soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第29号様式 > 諮問をした旨の通知書（異議申立人等）

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

文書記号番号
平成 年 月 日

（異議申立人等） 様

国立大学法人香川大学 印

平成 年 月 日付けの国立大学法人香川大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第43条の規定により通知します。

記

異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
異議申立て	(1)異議申立日 (2)異議申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

< 本件連絡先 >
国立大学法人香川大学
総務・企画部企画情報課広報室
（担当者名 ）（内線：1027）
電 話：087 - 832 - 1027
FAX：087 - 832 - 1115
e-mail:soumkot.jim@kagawa-u.ac.jp

< 第30号様式 > 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される業務を行う組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
記録情報の収集先		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続が定められている場合の当該法令の名称等		
個人情報ファイルの構成	法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)	法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第9条に該当するファイル 有 無	
備 考		

